○文部科学省告示第九十六号

外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設を指定する件（平成十七年文部科学省告示第九号）で指定した外国の大学院の課程を有する教育施設の課程の名称に変更があったので、外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設の指定等に関する規程（平成十六年文部科学省告示第百七十六号）第四条の規定に基づき告示する。

平成二十七年四月十五日

文部科学大臣　下村　博文

一　東京都港区南麻布二丁目八番十二号に位置するテンプル大学ジャパンの課程の名称の変更

変更前	教育学英語教授法博士課程
変更後	教育学応用言語研究科博士課程

二　大阪府大阪市北区梅田一丁目一番三―二一〇〇号に位置するテンプル大学ジャパンの課程の名称の変更

変更前	教育学英語教授法博士課程
変更後	教育学応用言語研究科博士課程

三　変更の日　平成二十四年九月三日

○文部科学省告示第九十七号

外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設の指定等に基づく外国の大学院の課程を有する教育施設の位置及び課程の名称の変更に関する件（平成十九年文部科学省告示第百三十三号）で告示した外国の大学院の課程を有する教育施設の課程の名称に変更があったので、外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設の指定等に関する規程（平成十六年文部科学省告示第百七十六号）第四条の規定に基づき告示する。

平成二十七年四月十五日

文部科学大臣　下村　博文

一　テンプル大学ジャパンの課程の名称の変更

変更前	ＭＢＡプログラム
変更後	エグゼクティブＭＢＡプログラム

二　変更の日　平成二十五年八月三十一日

○文部科学省告示第九十八号

外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設を指定する件（平成十七年文部科学省告示第九号）で指定した外国の大学の課程を有する教育施設の課程及び外国の大学院の課程を有する教育施設の課程について、廃止した旨の届出があったので、次のように告示する。

平成二十七年四月十五日

文部科学大臣　下村　博文

一　外国の大学の課程を有する教育施設

1　東京都港区南麻布二丁目八番十二号に位置するテンプル大学ジャパンの廃止された課程の名称

観光ビジネス学部

2　廃止の日　平成二十一年八月三十一日

二　外国の大学院の課程を有する教育施設

1　福岡県福岡市中央区天神二丁目八番三十八号協和ビル九階に位置するテンプル大学ジャパンの廃止された課程の名称　教育学英語教授法修士課程

2　廃止の日　平成二十二年七月一日

○文部科学省告示第九十九号

外国の大学又は大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設を指定する件（平成十八年文部科学省告示第百三十四号）で指定した外国の大学院の課程を有する教育施設について、廃止した旨の届出があったので、次のように告示する。

平成二十七年四月十五日

文部科学大臣　下村　博文

一　廃止された外国の大学院の課程を有する教育施設　コロンビア大学ティーチャーズカレッジ日本校

二　廃止の日　平成二十五年八月十六日

備考

当該教育施設の位置は、平成二十四年八月十七日付けで「東京都千代田区三崎町二丁目二十一番二号」から「東京都千代田区内神田三丁目十五番四号」に変更されている。

○農林水産省告示第八百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年四月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長野県南佐久郡川上村大字居倉一二三四の一（次の図に示す部分に限る。）、一二三五の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び川上村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年四月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長野県諏訪市大字湖南字程沢七六六七の二・七六八九の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、七六六七の一、七六六八の一、七六六八の二、七六六九から七六八三まで、七六八四の一から七六八四の三まで、七六八四のイ、七六八五、七六八六の一、七六八六のイ、七六八八の一、七六八八の二、七六八九の一、七六九二、七六九九、字程沢火燈山日影林八二九五の一から八二九五の四まで、八二九五の一一、八二九五の一二、八二九五の一八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び諏訪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年四月十五日

農林水産大臣　林　芳正